

◎新潟県告示第798号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年1月新潟県告示第210号）の一部を次のように改正する。
令和3年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の</u>国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>